平成２８年（フ）第１０号
宮城県栗原市栗駒沼倉薬水５番地
破産者　袋　　清浩
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第９５号
宮城県栗原市栗駒松倉川原ケ田５番地
破産者　菅原　忠之
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２８年（フ）第２０号
秋田県能代市向能代字上野125番地10
破産者　林　　章弘
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第２１号
秋田県能代市向能代字上野125番地10
破産者　林　久美子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部

平成２８年（フ）第４７７号
相模原市中央区千代田４丁目７番９号　ハイツたちばな203
破産者　内堀　裕允
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２８年（フ）第６５号
長野市大字南堀９番地36、開始決定時の住所長野市大字小島417番地７
破産者　松野　朋子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
静岡県浜松市西区和地町5189番地の２
破産者　神谷　和良
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第４８８号
静岡県浜松市東区笠井上町651番地の１
破産者　藤村　昇吾
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２８年（フ）第１０００号
愛知県豊明市阿野町西ノ海戸７番地１
破産者　前田　茂樹
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１００１号
愛知県豊明市阿野町西ノ海戸７番地１
破産者　前田　真澄
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２５４号
名古屋市名東区猪高台２丁目1211番地　アーク猪高台101号
破産者　浅谷　康勝
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１５９９号
愛知県知多市巽が丘４丁目156番地
破産者　加藤　梅子
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６２６号
愛知県北名古屋市沖村天花寺59番地、従前の住所愛知県北名古屋市鹿田天王山71番地
破産者　鈴木　　悟
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６４８号
愛知県知多市巽が丘４丁目156番地
破産者　加藤　佳尚
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６８７号
名古屋市守山区四軒家１丁目406番地
破産者　劔　　秋雄
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７６９号
名古屋市天白区池場３丁目1908番地、従前の住所名古屋市中区丸の内３丁目21番21号　丸の内東桜ビル509号
破産者　しゃぶしゃぶいちばん錦店こと　倉橋　辰也
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８４５号
愛知県知多市巽が丘４丁目156番地
破産者　加藤　貴代
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第６６３号
兵庫県宝塚市伊子志３－15－１　伊子志１ＲＯＯＭ　202号室、住民票上の住所東京都渋谷区笹塚２丁目７番12号　日神デュオステージ笹塚西館1205
破産者　せんたく工房ふらんす屋こと　吉平　太一
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３００４号
大阪府東大阪市加納２－11－16アイネパウゼ302号、開始決定時大阪府大東市南津の辺町６番27号
破産者　川上　泰幸
1　決定年月日　平成29年２月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部